

平成 20 年度 市政懇談会（自治会長・納税組合長）議事録（概要）

期 日：平成 20 年 4 月 22 日（火）午前 10 時 20 分～午前 11 時 50 分

場 所： 口之津町 口之津公民館

出席者数： 25 人

質疑内容	回 答	回答者
<p>旧一小のグラウンド校舎周辺の整備についてですが、雑草等の草刈を定期に実施し、環境保全に努めて欲しい。 (東方自治会)</p>	<p>今年度も、旧一小だけでなく旧二小、旧三小の草刈につきましても、年 2 回の予算を計上しております。定期的に行い、環境保全に努めてまいります。</p>	教育次長
<p>共同募金に関し、目標額等を自治会に提示しているが、もっと精選したり、自由にした方がよいのではないかと。 (東方自治会)</p>	<p>共同募金に関しては、先程の会議の中で、社会福祉協議会から「各種募金活動への協力をお願い」という文書が配布されていますので、後ほどお読みいただきたいと思います。共同募金に関しては、市社会福祉協議会で行っています。</p> <p>目標額については長崎県共同募金会が設定しており、県下全市町に目標額が設定してあります。</p> <p>あくまで、目安として目標額を提示しているものであり、また、募金の集め方についても、自治会の判断に委ねられています。募金本来の趣旨は、強制ではなく任意のものです。</p> <p>しかしながら、市社会福祉協議会も共同募金会から募金の配分金を受け、地域の福祉向上のための事業を行っていますので、ご協力をお願いします。</p> <p>口之津町においては、平成 19 年度に、約 1,106 千円が募金として寄せられ、社協支所で約 70 万円の配分を受け、独居老人等へのふれあい会食、一声ふれあい訪問などが行われました。</p>	福祉保健部長
<p>ごみステーション設置に関して、もっと市民の声に耳を傾けて欲しい。 (東方自治会)</p>	<p>現在、南島原市ではもえるごみの収集について、ステーション収集方式と戸別収集方式の二通りの方法で行われています。</p> <p>合併協議会において合併後、5 年以内に収集方式を統一することで確認がなされており、また、ステーション化については、昨年開催された自治会長会議や南島原市環境問題対策審議会で協議をいただいております。これによりまして、</p>	市民生活部長

	<p>効率的なごみ収集の推進や地域における清潔なまちづくりの推進及び行政改革の一環として、もえるごみの収集方式をステーション方式に切り替えることとなりました。</p> <p>ステーション方式にする事によってごみ出しをする場所が若干遠くなり、市民の皆様には御迷惑をおかけしますが、効率的なごみ収集の推進や地域における清潔なまちづくりの推進の為、ご協力いただきますようお願いいたします。</p>	
<p>ごみステーションの件</p> <p>ステーションを作ると、そこまで持っていけない年寄りが増えてくるのではないかと思います。そこはどう考えているのか。また、ステーションを作るといくらの経費節減になるのか。当然考えられて実施されていると思いますが、その経緯をお話してください。</p> <p>(久木山西自治会)</p>	<p>市内の環境美化推進と、もうひとつは行政改革の推進により職員が大幅に削減されていくというような状況で、収集業務の効率化を図る必要があります。今回計画した次第です。</p> <p>お尋ねになった高齢者の方はどうするのかということですが、今後ごみステーションの推進を図っていくとともに、お年寄りがいらっしゃる場所については自治会長さんから意見をいただきながら、個別収集も必要に応じては残していく必要もあるのではないかと考えております。</p>	<p>市民生活部長</p>
<p>個別収集を残すのであればごみステーションを作った意味がないのではないかと思います。</p> <p>ごみステーションを作ったために、使用後の掃除する必要が出てきます。そういうことも考えていますか。また自治会に任せられるのですか。</p> <p>(久木山西自治会)</p>	<p>現在ごみの問題としては、ステーション化を推進していきます。将来的にお年寄りばかりになってしまうかもしれませんが、現段階では自治会全員がごみを持っていけない状況ではないと思います。そういう状況の中で個別的に対応したいと考えています。</p> <p>管理につきましては、市がすべてのステーションを管理するというのは不可能ですので、それぞれの地区、関係者で管理することになります。その点についてはご了承いただきたいと思います。</p>	<p>市民生活部長</p>
<p>当自治会ではごみステーションを設置計画している所は、ほとんど県道か国道の端にあります。道路使用許可について、市が責任を持ってやってくれるのか。</p> <p>(榎田自治会)</p>	<p>手続きについては、市で一括して県の方に協議していきます。市道については担当課と協議をします。その結果、県から同意が得られない場合、こういう結果でしたと回答していきたいと思えます。</p>	<p>市民生活部長</p>

<p>口之津はいつから実施されますか。 (榎田自治会)</p>	<p>平成 21 年度からです。</p>	<p>市民生活 部長</p>
<p>経費のむだをなくす必要がある。昨年より要望していますが、市報、議会報等の紙質は、県報等なみにおとすなど工夫して欲しい。(東方自治会)</p>	<p>新聞等にも報道されましたが、再生紙配分率の偽装事件で、配分率の高いリサイクル用紙が品薄で高騰しております。本市の発行部数で換算したところ、県（県政だより）が使用している再成率 100%の紙を使用した場合、1部当たり 60 銭高になることから、現行の紙を使用しております。</p> <p>市広報紙・議会だよりは、市の動きや市議会の活動状況を広く市民の皆様に伝える手段であり、毎回心待ちにしておられる市民も多数いらっしゃいます。</p> <p>両広報紙とも、読みたくなるような紙面作りに心がけて努力していますので、今後もお愛読ください。</p>	<p>総務部 長・議会 事務局長</p>
<p>市議の報酬も、地域の賃金と比べて多いのでは (東方自治会)</p>	<p>市議会議員を含め、特別職の報酬については、合併協議会において、各町から選出された民間委員で構成される「特別職報酬等審議会」を設置し、そこで協議いただいた結果に基づき、最終的に合併協議会で決定されたものです。そこでの協議では、県内の市議の報酬を参考にしながら、また、島原半島内の島原市、雲仙市を参考に決定されています。</p> <p>なお、市議については、別に政務調査費や議会出席時の費用弁償（旅費）を支給しているところがあるなど、報酬だけでは一概に比較できないところもあります。南島原市では、政務調査費、議会出席時の旅費は支給しておりません。 (南島原市：34万8千円、島原市：35万9千円、雲仙市：34万4千円)</p>	<p>総務部長</p>
<p>若者が定着できる働き場（所）がないために、市からの流失が多いと思います。企業誘致等もっと知恵を出し合って市の活性化に努めてほしい。 (東方自治会)</p>	<p>総合計画策定過程の市民アンケートでも、「働く場の確保」が約半数を占めておりました。市としても十分理解しております。本市は、島原半島の一番奥に位置しているため、交通が不便であり、地理的条件が不利な土地柄であります。これを考慮して、他の市町よりも、有利な条件を織り込み、企業等設置奨励条例を昨年12月</p>	<p>企画振興 部長</p>

	<p>議会で全部改正していただきました。これは、地場企業の増床や規模拡大の企業や市外からの企業誘致企業に対して、条例にのっとり、奨励金を支給するもので、いろいろな企業が本市に進出し易くなったと考えております。</p> <p>また、機構改革で、今年の4月から、今までなかった商工観光課の中に、商工・企業誘致班を設置し、職員を1名増員し、企業誘致に対して市を挙げて取り組みを始めております。</p>	
<p>6月の市民清掃の日について (前方自治会)</p>	<p>市民清掃については、先ほど説明し、ご協力をお願いをしたところですが、本年も6月1日に実施することにしておりますので、よろしくをお願いします。</p>	市民生活部長
<p>市民清掃の時に、ごみ回収の車を出してほしい。 (前方自治会)</p>	<p>時間をいただいて検討させていただければと思います。</p> <p>(回答) 建設部と協議しまして、建設部所有の軽自動車を貸し出すこととしました。</p>	市民生活部長
<p>市民清掃の車の件 島原市では建設業者の若者が専門で泥なんかを運んだりしているようです。南島原市ではそういうことは考えていないのですか。 (前方自治会)</p>	<p>一斉清掃のときに出ました不燃物とか可燃ごみについては、収集場所まで運んでいただき、その後は市のほうで処理することにしております。今後の検討課題とさせていただきたいと思っています。</p>	市民生活部長
<p>どうして収集の車を出せないのですか。予算の関係ですか。 (木之崎自治会)</p>	<p>今年まではそれぞれの自治会での対応をお願いいたします。今後については、検討させていただきたいと思っています。</p> <p>(回答) 建設部と協議しまして、建設部所有の軽自動車を貸し出すこととしました。</p>	市民生活部長
<p>他の市は収集車を出してきれいな市にするということでやっているわけですから、南島原市ができないというのは考えられないと思います。今までのやり方だったら汚い市になってしまう。検討をお願いします。 (木之崎自治会)</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございました。</p>	市民生活部長

<p>本自治会内には、広範囲な池沼をかかえており、池沼の中には水草等が繁殖し流れを遮っている。また、土手が広く、そこには人の丈より高い草花が繁茂している。梅雨にはいる前（市民清掃の日前）に市の方で清掃をお願いしたい。また、榎田川の下流域は、本自治会にはいり、土砂、草等が堆積して過去、浸水し家屋に被害を被ったことがあった。</p> <p>以上の箇所は、自治会会員での清掃活動では、できないので市の方で清掃をお願いしたい。 (港町自治会)</p>	<p>本自治会にある池沼は、南島原市公共下水道事業の口之津処理区、港町雨水幹線として平成16年度に事業認可を取得し、年次計画で整備を進めていく計画であります。他事業との関連により早急な整備はむずかしい状況でありますので、それまでの間につきましては、除草作業を実施してまいります。</p>	<p>水道部長</p>
<p>開田公園横の川に大きい草が植わっている。今までは市民清掃の前に草刈りをしていただいたが、今年もやっていただけののかどうか確認したい。 (真米自治会)</p>	<p>現場と予算の状況を確認しまして、回答したいと思います。</p> <p>(回答)</p> <p>開田公園付近については、景観等も考慮し市で伐採します。上流部については地元でお願いします。(自治会長に報告、協議済です。)</p>	<p>建設部長</p>
<p>予算がなかったらできないということですね。そういう場合にどうしたらいいのでしょうか。 (真米自治会)</p>	<p>市内にはかなりの数の市管理の河川があります。草木等がかなりの部分でありますし、浚渫をしなければならぬ河川もあります。昨年度市内で15河川ほど浚渫等を行いました。</p> <p>県管理の2級河川もありますが、その分についても、県に要望しております。</p> <p>ただし、このような事業は国、県の補助もありませんし、起債を借るような事業にも該当しませんので、一般財源で行わなければなりません。島原振興局が管轄しているそのような事業の予算は年間2~300万円程度しかありません。そういう状況ですが、随時要望して毎年2件行っていていただいております。</p> <p>先ほど現地を見てと申しましたが、どのよう</p>	<p>建設部長</p>

	<p>な状況になっているか確認できないので、「現場を見てから」ということです。</p> <p>「予算がなければできないのか」ということについては、「そのとおりでございます。」ただし予備費的な予算が少しありますので、緊急を要するか否かを確認しまして回答するというところでございます。</p>	
<p>昨年、調査がありました「ごみ収集に係るごみステーション設置数調査について」の結果と、今後の事業内容についてお聞きしたい。</p> <p>本自治会では、話し合いをした結果、設置場所の決定等ができなかった。設置ができない理由として</p> <p>(1) ごみステーション設置への理解が得られない。</p> <p>(2) 設置場所の所有者の同意が得られない。</p> <p>(3) 道路の幅員が狭い。</p> <p>(4) 高齢者が多く持ち運びが困難等であった。</p> <p>以上のような理由がある中、どのようにして、収集方式をステーション方式に切り替えられるのか今後の方針をお聞きしたい。</p> <p>(港町自治会)</p>	<p>ごみステーション設置数把握のため、昨年の4月に各自治会にお願いして、ごみステーションの設置数調査をさせていただきました。</p> <p>その調査結果として、ごみステーションを設置できない理由として、ご質問のとおり、「ごみステーション設置への理解が得られない。」「設置場所の所有者の同意が得られない。」「高齢者が多く持ち運びが困難」等の意見がありました。</p> <p>(1) 「ごみステーション設置への理解が得られない。」については、効率的なごみ収集の推進や地域における清潔なまちづくりの推進のためには、どうしてもごみステーションが必要であるということを再度市より住民の方々に呼びかけてまいりたいと思います。</p> <p>(2) 「設置場所の所有者の同意が得られない。」については、自治会に設置場所を探してもらった結果どうしても設置できないという自治会については、一部戸別収集もやむを得ないと思われま。</p> <p>(3) 「道路の幅員が狭い」については、現地を見せていただいて、ご相談いたします。</p> <p>(4) 「高齢者が多く持ち運びが困難」については、ごみをごみステーションまで運ぶ事が困難な方については、地域の皆様の協力体制をお願いするとともに戸別収集での対応を図りたいと考えています。</p>	<p>市民生活部長</p>
<p>ごみステーションの件、只今設置を計画している場所は、ほとんどが国道、県道等の公共の所です。設置については市が手続き等してくれるものかどうか</p> <p>(榎田自治会)</p>	<p>ごみステーションの設置場所を探してもらった結果、どうしても国道・県道等しかなかったという場合は、設置の手続きについては市の方で県に対し、一括協議いたします。ただし、その場所が交通の障害になるなど、どうしても設置について、県の同意が得られないものについ</p>	<p>市民生活部長</p>

	ては、自治会へ後日、相談いたします。	
<p>平成19年度に市道辻山道路側溝の蓋設置の要望をしましたができず、平成20年度は改めて要望書提出するものかどうか。また、できないときはいつ頃までかかるのか説明か計画を話してもらいたい。</p> <p>(榎田自治会)</p>	<p>19年3月に市道辻山線の側溝蓋設置の要望書が提出されています。</p> <p>計画延長が300mとなっていますが、現在、市には、道路維持の要望が50件提出され、その処理に財政的な理由から苦慮しています。危険性のあるところ、緊急を要する所から優先的に処理しています。</p> <p>辻山線側溝蓋設置予定ですが、20年度の予定にはありませんが、予算の執行状況を見て判断したいと思います。「再度要望書を提出しなければならないのか。」とのお尋ねですが、提出された要望書は、処理が完了するまで保管しますので、再度提出の必要はございません。</p>	建設部長
<p>ごみステーション設置について、今年度から3年計画で順次設置していくとのことですが、その具体的な事業内容をお知らせください。</p> <p>提出した設置場所の下見もまだ実施されていない状況です。提出した設置場所のとおりと理解してもよろしいのでしょうか。</p> <p>(三軒屋自治会)</p>	<p>平成20年度については、有家町・加津佐町の2地区のごみステーションを設置する予定です。また、平成21年度については、西有家町・口之津町、平成22年度については、北有馬町・南有馬町の設置を予定しております。</p> <p>なお、ごみステーションの設置数把握のため、昨年4月に各自治会にお願いしてごみステーションの設置数調査を実施しましたが、その時点でまだ話し合いをされていない自治会や設置場所が決まっていない自治会もあったため、今年の5月までに有家町から加津佐町までの6地区全部、その調査時点で未決定のごみステーションの新規申請の受付や設置場所の変更申請の受付を行います。</p> <p>その後、今年の5月から7月にかけて、その申請書に基づいて有家町・加津佐町の2地区のごみステーション設置場所の現地確認を行います。自治会長におかれては恐縮ですが、設置場所の最終確認のご協力方よろしく申し上げます。</p>	市民生活部長

	<p>ごみステーション配布方法についてまだ決めておりませんが、自治会の皆様にご協力いただくこともあろうかと思っておりますので、よろしくお願い致します。</p>	
<p>ごみステーションの設置場所について、民家の土地を借りないといけない場所が一箇所あるのですが、その交渉や土地代について市はどのように考えていますか。</p> <p>(東大泊自治会)</p>	<p>交渉や土地代についての対応は各自治会のほうでお願いしたいと考えております。</p>	<p>市民生活部長</p>
<p>ごみステーションの件ですが、自治会内でアパートができる予定である。申請している分に追加できるのでしょうか。</p> <p>(久木山東自治会)</p>	<p>追加ということで対応します。</p>	<p>市民生活部長</p>
<p>ごみステーションについて個別収集についても配慮していくということですが、最近では自分でごみステーションを作っている方がいます。その分についても配慮していくということで理解していいですか。</p> <p>(東方自治会)</p>	<p>できるだけ配慮するようにしていかなければと考えています。</p>	<p>市民生活部長</p>
<p>当自治会ではごみステーションを2箇所ほど川の上に設置するような形を取っています。工事費を市のほうにお願いしたいのですが、いかがでしょうか。</p> <p>(角屋自治会)</p>	<p>それぞれの自治会に対応をお願いしたいと考えております。</p>	<p>市民生活部長</p>
<p>ごみステーションの設置場所を検査される場合には、自治会に連絡があるのでしょうか。</p> <p>(角屋自治会)</p>	<p>連絡いたします。自治会長さんと一緒に今後どうやっていくのか検討させていただきたいと思っております。</p>	<p>市民生活部長</p>
<p>ごみステーションの設置について費用を必ず出してもらうように相談してほしいと自治会から話しがありましたので、お願い申し上げます。</p> <p>(加美自治会)</p>	<p>現段階では、対応を自治会にお願いしております。ただ、それぞれの現場について、どのように対応したらよいか検討させていただきたいと思っております。</p>	<p>市民生活部長</p>

<p>自治会活動補助金について この補助金額の算出基礎は南島原市納税組合事務取扱交付金規則の算定基礎を使って、ただ名称が変わっているだけじゃないかと思うのですが、どうなっているのでしょうか。</p> <p>南島原市協働のまちづくり自治会活動補助金がどのように算出されるのかお尋ねいたします。</p> <p>自治会活動を活性化させるためにと書いてあるのですが、納税組合事務取扱交付金というのはあくまでも納税成績が優良な組合に対してその事務費を補うということとなっていますが、自治会活動を活性化させることとは目的が違うと思います。</p> <p style="text-align: right;">(港町自治会)</p>	<p>納税組合の交付金については、平成19年度まで納税組合の交付金として支出するようになっております。</p> <p>しかし、昨年納税組合長に納税組合の実態や交付金の使い方についてアンケート調査を行いました。その結果は、9割以上が納税組合と自治会が同一だという点と、7割以上の納税組合が事務交付金を自治会活動のために有効に使っているという結果が出ました。</p> <p>また、交付金の算定基礎を納税額に応じて事務交付金を支出することについて問題があるという指導がございましたが、合併前のほとんどの町においては、この方法を取っていました。合併して2年目に、算定根拠を改めたために本年4月に説明会を開催させていただきました。事務交付金の算定根拠を平成19年度分から変更し、さらに平成20年度から自治会活動の補助金に変わりますが、実際に交付金が自治会活動に有効に使われていることから、納税組合事務交付金から協働のまちづくり補助金に、算出根拠はそのまま移行したという経緯でございます。</p>	<p>市民生活部長</p>
<p>自治会活動の補助金額は、10分の10補助、補助金上限額は自治会の世帯数ですね、世帯数ということは納税組合事務取扱費交付金の平等割と読み替えていいですね。それと納税組合の納税割合というのは成績割額と読み替えていいわけですか。</p> <p style="text-align: right;">(港町自治会)</p>	<p>自治会長会議の中で、少し説明不足があったかと思います。ご質問の中にありましたように、名称を変えただけじゃないかということですが、2重に交付するというものではございません。補助金として出すからには目的、それから対象事業というのを特定しなければなりません。詳細につきましては、7月に説明させていただきます。</p>	<p>企画振興部長</p>
<p>自治会活動補助金について 当自治会の補助金が新しい算定では約半額になる。 自治会費を大幅に上げないと立ち行かなくなるのでは。そこをどう考えているのか。</p> <p style="text-align: right;">(真米自治会)</p>	<p>市全体で昨年の事務交付金の支給額がおよそ5800万円でした。今回算定基礎を変更するにあたって、まず考えましたことが、市全体の交付金額は確保しようということでそういう算定基礎を設けました。</p> <p>ご意見のように全体で同じ納付率であれば前年並みの交付額は得られますが、算定方法が納税額から平等割、成績割に変わりましたので、納税組合によっては増えるところもあれば、減る</p>	<p>市民生活部長</p>

	<p>ところも出てきております。全体額を確保しながら調整したということでございます。</p>	
<p>意味は分からないわけではない。しかし、我々も納税については努力しています。予算が変わらないというならば、なぜ頑張っているところの交付金の交付率を下げるのですか。</p> <p>(真米自治会)</p>	<p>自治会の中で納税額が高かった自治会については従前から算定方法が変わっていますので、下がるといったケースも出てくるかと思いません。反対に戸数が多い自治会には反対に増えるといったケースもあるかと思いません。</p> <p>そういう算定に至った経緯については、本市の場合口座振替の率がおよそ6割程度となっております。そういった中で従前までの納付額に応じた計算の仕方では、はたしてこのままでいいのかというのもひとつの検討に至った経緯です。</p>	<p>市民生活部長</p>
<p>自治会活動補助金について</p> <p>工事代など全部計画書を提出しないとイケない。今まで貰っていたのにただ名称を変えただけで、何に使うか計画書を出せというのはおかしいと思います。</p> <p>(榎田自治会)</p>	<p>部内のほうで納税交付金として出せないならば、額が多くなったり少なくなったりすることがあったとしても、その額を何かしら出さないと運営ができないのではないかとということがありました。</p> <p>出し方としては、先ほど市民生活部長が申しましたように納税額で交付金額が上下していましたが、自治会活動補助金という名目にしますと基本的には納税額の大小にかかわらず同じ納税組合の戸数で、なおかつ納税率が同じならば補助金は同じ額になるのが、基本的には補助金の趣旨としては合うのではないかとということでこの算定方法になりました。申請等々につきましては、こちらの都合で変えた関係もありますので、申請書は紙1枚、精算書も紙1枚ぐらいで簡単にできるようにしたいと思います。また、今活動されている事業が対象となるような取り扱いにさせていただきたいと思います。ご迷惑をかけるかと思いますがどうぞよろしくお願いいたします。</p>	<p>企画振興部長</p>
<p>先ほど平成20年度の自治会活動補助金の交付時期が7月の末ごろになるとおっしゃられましたが、平成19年度</p>	<p>先ほど、平成19年度の納税組合交付金の支給時期ですが、4月末くらいに交付すると説明しました。本来なら自治会活動補助金について</p>	<p>企画振興部長</p>

<p>の実績から算出してから世帯数や納税組合の納税割合を算定してから出されるのかどうかお尋ねいたします。</p> <p>今度の場合には、納税率が90%未満のところにも平等割だけは出すことになっているようですが、私たちも未納者の所に行ってから世話をしたことがあります。自治会に協力してもらって納税率が約98%になりました。その場合も去年に比べたら一部改正があったばかりに2万5千円くらい少なくなるというのが実情です。どのように算定されるのかお尋ねいたします。</p> <p>平成20年度に出される協働のまちづくり自治会活動補助金も、平成19年度の納税組合の事務取扱費交付金を基礎にするのですか。</p> <p style="text-align: right;">(港町自治会)</p>	<p>も、前年度の納税の成績で確定をいたしますので4月の始めに申請書の提出をしていただいで、それで交付決定をして前渡金を交付するというですので、手続き上部内での一定の支出を要しますので、それをクリアしてしまえばできるだけ早い時期に支出をしたいと思えます。</p> <p>今年の場合は、自治会長会議の中で出た意見を内部で精査しまして、補助対象事業が簡潔に分かるような一覧を作り、7月上旬頃、できるだけ早い時期に説明会を開催します。申請書を出していただいで交付決定をして、申請時期が早ければ7月末くらい、手続きの関係上8月上旬になる可能性もございます。</p> <p>基本的に自治会活動促進補助金ですので、今回は納税率が0%でも平等割は出します。算定根拠は、自治会の世帯数や前年度の成績率に応じて毎年算定し、補助金の額が確定します。</p>	
<p>旧町時代は町から区の活動資金としていただいでおりましたので、町に総会資料・事業計画・決算の報告を出していたわけですが、活動補助金になりますと今度は市のほうに総会資料等を提出する必要がありますのでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">(西大泊自治会)</p>	<p>総会資料というのは確認するには一番簡単な方法です。しかし、市としては426の自治会がございまして、すべての書類を綴じますと相当な数になります。申請書で1枚、精算書で1枚というような形にしておりますので、総会資料は必ず添付書類というわけではございません。参考のために見せていただくことはあるかと思いますが、必ず出していただくというわけではございません。自治会の手持ちの資料としてずっと保存していただければと思います。</p>	<p>企画振興部長</p>
<p>事業ごとに申請を出して、決定されるのですか。</p> <p style="text-align: right;">(西大泊自治会)</p>	<p>事業ごとに申請をしなくても結構です。積み上げは事業ごとですが、まとめて一枚で結構です。</p>	<p>企画振興部長</p>
<p>申請書も決算書も一枚でいいのでしょうか。(西大泊自治会)</p>	<p>その様に考えております。</p>	<p>企画振興部長</p>
<p>自治会活動補助金について</p> <p>1月15日の税務の説明会の時にはもう決まっていたのでは。そうであれば昨年の11月か12月くらいに市長・副市長も知っていたのではないかと思います。市長・副市長はどう思っていらっ</p>	<p>まず1番目に、1月頃にそれを知っていたのではないかということですが、担当部局から今後その方向でいくという報告は聞いておりました。ただ、予算は3月議会を通さなければ報告できません。その時点では公にできなかったという状況でしたが、その方向で平成20年度か</p>	<p>副市長</p>

<p>しゃるのか一言ずつ聞きたい。 (真米自治会)</p>	<p>ら行くということについては聞いておりました。</p> <p>納税組合交付金については、各町で様々な使われ方をされておりました。納税組合交付金というものは、そもそも納税のために、その納税組合の事務のために使うというのが原則でありまして、その趣旨からしますとこれまでいろんな所で使われてきたやり方というのでは今後継続していくのは難しいという状況であったというのはご了解いただきたいと思います。</p> <p>実際調査してみると自治会活動の経費に使われているのが非常に多かったので、その実態に合わせて、自治会活動が今後継続してできるように考えてのことでございます。</p>	
-----------------------------------	--	--